

第9節 いわゆる貸し渋り問題への対応

対応

バブル経済の崩壊以降、長期間にわたって景気の低迷が続く中、金融機関について、その融資態度を必要以上に萎縮させているのではないかという、いわゆる「貸し渋り」問題が指摘されてきた。

いわゆる「貸し渋り」問題は、基本的には個別の商取引に係る私法契約上の問題であり、借り手、貸し手の当事者間において解決されることが本来のあり方であるが、金融庁としては、金融機関が融資態度を必要以上に萎縮させ、健全な中小企業等に対し必要な資金供給が円滑に行なわれないという事態が生じることのないよう、具体的には以下のような中小企業金融の円滑化に向けての施策を講じてきている。
(資料10-9-1参照)

1. 金融機関への要請

平成14年10月30日の「金融再生プログラム」等を踏まえ、金融機関トップとの意見交換の場などの機会を通じて、金融機関に対して、健全な企業に対する資金供給という金融機関本来の使命を十分に発揮し、「貸し渋り」との批判を招くことのないよう要請してきた。その一環として、15年12月3日及び16年3月1日には、年末及び年度末の資金需要期を控え、全銀協、地銀協、第2地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中及び政府系金融機関等の代表に対して金融担当大臣等から円滑な資金供給を要請するとともに、融資動向等についての意見交換を行った。また、同日(15年12月3日及び16年3月1日)、中小企業庁長官からの文書による要請を受け、監督局長が金融関係団体に対し、中小企業金融に関する政策等について周知徹底を図る旨の文書も発出した。

更に、各都道府県単位においても、15年11月～12月、16年2月～3月には、金融関係団体、中小企業団体、政府系金融機関等の参加する「地域融資動向に関する情報交換会」を財務局、経済産業局、都道府県で共催し、その場においても円滑な資金供給を要請した。

2. リレーションシップバンキング(間柄重視の地域密着型金融)の機能強化

平成15年3月28日に「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」を策定。中小・地域金融機関に対して、15年～16年度の2年間を「集中改善期間」としたうえで、創業・新事業支援機能や取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化、早期事業再生に向けた取組み等、中小企業の再生と地域の活性化に向けた取組みを推進し、リレーションシップバンキング(間柄重視の地域密着型金融)の機能強化を図っている。

3. 金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の改訂

平成14年6月に策定した金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の内容がより中小企業等の実態に即したものとなるよう、金融機関や中小企業側からのヒ

アリング等を踏まえ、16年2月に金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕を改訂した。

4. 「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」の活用

平成14年10月より中小企業などの借り手の声を幅広く聞くために貸し渋り・貸し剥がしホットラインを設け、寄せられた情報を検査・監督に活用しているところである。

金融機関全般に関する活用としては、寄せられた情報を参考に、15年7月に「与信取引に関する顧客への説明態勢及び相談苦情処理機能に関する事務ガイドライン」（「与信取引（貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約）に関する顧客への説明態勢及び相談苦情処理機能」に関する監督指針）を制定。また、15事務年度の検査においては、上記事務ガイドライン等を踏まえ、特に借り手企業に対する説明責任の履行状況等の重点的検証を行った。更に、寄せられた情報を参考に、金融機関に対して、中小企業金融の円滑化や顧客への十分な説明態勢の確立、相談・苦情処理機能の強化等を要請した。

個別金融機関に関する活用としては、寄せられた情報を基にヒアリングを行った結果、監督上確認が必要と認められた金融機関に対して、銀行法第24条等に基づく報告を徴求した。また、寄せられた情報等を参考とした検査の結果、問題があると認められた金融機関に対しては、銀行法第24条等に基づき、その改善措置に関する報告を徴求した。

5. 与信取引に関する顧客への説明態勢の整備

平成15年7月に「与信取引に関する顧客への説明態勢及び相談苦情処理機能に関する事務ガイドライン」を制定し、貸し手の責任において整備すべき与信取引に関する説明義務及びそれを補完する相談苦情処理機能について、当局が金融機関の内部管理態勢の検証を行う際の着眼点を類型化して示した。更に、同年8月に策定した「平成15検査事務年度検査基本方針及び基本計画」の中で、借り手企業に対する説明責任の履行状況や苦情等処理態勢等の検証を含め、「中小企業等の経営実態等に即した的確な検査の確保」等を検査の重点事項とした。

いわゆる貸し渋りにかかる現状

最近の民間金融機関の融資動向は、日銀公表によれば、総貸出平残（銀行）ベースで、平成16年6月が対前年同月比4.2%となっているが、不良債権の償却、債権の流動化等の特殊要因調整後の総貸出平残では、対前年同月比1.4%となっている。（資料10-9-2参照）

また、中小企業に対する金融機関の貸出態度の指標である日銀短観（16年6月調査）の「（中小企業に対する）貸出態度判断D.I.」（D.I. = 「緩い」と回答した社数構成比 - 「厳しい」と回答した社数構成比）は+2と、15年第1四半期から6四半期連続して改善し、9年9月調査以来6年9ヶ月振りにプラスとなった。（資料10-9-3参照）

更に、各金融機関においては、無担保・第三者保証不要の融資の拡大など新たな動きが出てきているところである。(資料10-9-4参照)

(参考1) 日銀短観(16年6月調査)「(中小企業に対する)貸出態度判断D.I.」
(有効回答社数4,767)

(四半期ベース)

14/9	14/12	15/3	15/6	15/9	15/12	16/3	16/6
10	10	9	8	5	4	2	+2

(注1) D.I. = 「緩い」と回答した社数構成比 - 「厳しい」と回答した社数構成比

(注2) 16/3から調査対象見直しにより企業規模別の区分基準を常用雇用者数から資本金へ変更、また、調査対象社数を増加している。

(参考2) 各金融機関は担保・保証に過度に依存しない融資の取組みを図っている。

- ・主要行 4大グループの全てが中小企業向けのスピード審査による無担保・第三者保証不要の融資商品を設け、各商品での貸出を拡大。
- ・地域金融機関 リレーションシップバンキングの機能強化計画を提出した地域金融機関の約8割において、貸出後の業況把握の徹底や信用格付けモデルの活用により担保・保証に依存しない融資を促進。

15年度の実績では、銀行(地方銀行及び第二地方銀行)の約7割がスコアリングモデル(信用格付けモデル)の活用による担保・保証に依存しない融資に取り組むとともに、4割を超える地域金融機関がローンレビュー(貸出後の業況把握)の徹底を図っている。